平成２９年（フ）第１５５号
北海道江別市東光町110番地の24
債務者　戸澤　智代
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６１号
札幌市厚別区青葉町３丁目２番５―407号
債務者　瀬口　絹子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６７号
札幌市北区新琴似４条15丁目４番４号
債務者　沖野　敏之
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６８号
札幌市北区新琴似４条15丁目４番４号
債務者　沖野　亜依（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７６号
北海道千歳市青葉７丁目２番７号　セブンエステートＮ号
債務者　山　　俊之
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８２号
札幌市白石区北郷４条10丁目１番９号
債務者　山本　智博
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４号
北海道留萌市元川町２丁目68番地の６　あすなろ東西館
債務者　佐藤スヱ子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２８年（フ）第１５号
北海道留萌市泉町１丁目37番地の２　道住28―205
債務者　大野　幸恵（旧姓目澤）
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第４号
釧路市音別町海光１丁目31番地３　かいこう22　４－１
債務者　米野ひろみ
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第８号
釧路市文苑１丁目12番17号
債務者　林　　尚弘
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１５４号
千葉県大網白里市大網６番地１　コーポ大網105
債務者　渡子　葉子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８８号
千葉県山武市松尾町大堤361番地１
債務者　守口　由美
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第８５号
新潟県加茂市大字下条甲569番地５、前住所東京都杉並区下高井戸３丁目28番13号オランジュ西永福102
債務者　廣野　優子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第４号
新潟県燕市砂子塚1005番地４
債務者　安達美智子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第５号
新潟県燕市砂子塚1005番地４
債務者　安達　江里
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第９０号
岐阜県多治見市宝町３丁目101番地　サンライズ宝105、従前の住所愛知県犬山市大字上野字米野1106番地４
債務者　Ｐ－ｗａｌｋこと　矢嶋　郁生
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第４５１号
静岡県沼津市一本松522番地
債務者　古泉　広明
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
京都府綾部市高津町遠所１番地611　医療法人社団惠心会介護老人保護施設　綾部さくらホーム、住民票上の住所京都府綾部市西原町仲ノ下18番地の５
債務者　大槻マス子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係